

第2号様式 (第6条第1項)

(第1面)  
都市景観協議申出書

平成30年 / 月26日

(申出先)

横浜市長 様

住所 東京都千代田区外神田4-14-1  
 申出者 氏名 NTT都市開発株式会社 (印)  
 代表取締役社長 中川 裕  
 電話 03 (6811) 6443  
 住所 東京都千代田区飯口橋2丁目18番3号  
 (代理者) 氏名 株式会社白建設 小嶋 隆  
 連絡先 03 - 5226 - 3030  
 [担当者: ]

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり都市景観協議を申し出ます。

1	都市景観協議地区の名称	関内地区	地区区分の名称	日本大通り特定地区 (ゾーン)
2	都市景観形成行為を行う敷地等の位置等	横浜市 中区 日本大通5番2号		
3	都市景観形成行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 開発行為等 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置 <input type="checkbox"/> その他の行為 (土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積、特定照明、その他 [ ])		
4	特定都市景観形成行為の該当	① ・ 無		
5	都市景観形成行為の着手予定日	平成31年 4月 1日		
6	都市景観形成行為の完了予定日	平成33年 6月 30日		
※受付処理欄				
受付年月日		年 月 日		
				

- (注意) 1 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。  
 3 ※印の欄は、記入しないでください。  
 4 魅力ある都市景観を創造するための方針及び行為指針の内容に照らして、必要な事項について記載してください。  
 5 同一の敷地等について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の申出書によることができます。  
 6 次の図書を添付してください。(行為の種類や規模等により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。)  
 (1) 位置図 (敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示するもの)  
 (2) 当該敷地等及び当該敷地等の周辺の状況を示す写真  
 (3) 建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の敷地等における配置・整備方針を示すもの  
 (4) 街並み等と立面計画との関係を示すもの (市長が認めた種類の行為にあっては、添付を省略することができます。)  
 (5) 平面図その他市長が必要と認める図書

(第2面)  
都市景観形成行為の概要

1 建築物の建築等

ア 行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	
イ 用途	共同住宅、ホテル、店舗			
ウ 敷地面積	1,593.17	m <sup>2</sup>		
エ 高さ(階数)	74.7 m	(地下 19	階、地上 2	階)
オ 行為面積	延床面積 13,883.70	m <sup>2</sup>	外観変更面積	m <sup>2</sup>
	増築面積	m <sup>2</sup>		
カ その他				

2 工作物の建設等

ア 行為の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	
イ 用途(種類)				
ウ 敷地面積	m <sup>2</sup>			
エ 規格(サイズ)				
オ 行為面積	築造面積	m <sup>2</sup>	外観変更面積	m <sup>2</sup>
カ その他				

3 開発行為等

ア 区域の面積	m <sup>2</sup>
イ 予定建築物の用途	
ウ 法(リ)の高さ	m
エ 敷地面積の最小規模	m <sup>2</sup>
オ 木竹の保全等の面積	m <sup>2</sup>
カ その他	

4 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

ア 行為の区分等	<input checked="" type="checkbox"/> 自己用 <input type="checkbox"/> 非自己用	
	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面看板 ( 5箇所) <input type="checkbox"/> 袖看板 ( 箇所) <input type="checkbox"/> 屋上看板 ( 箇所)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 広告塔・広告板 ( 1箇所) <input type="checkbox"/> その他 ( 、 箇所)	
イ 規模(規格/サイズ)等	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面看板	w6.0m×h1.3m、w1.5m×h2.0m w0.6m×h0.6m、w1.0m×h0.2m
	<input type="checkbox"/> 袖看板	
	<input type="checkbox"/> 屋上看板	
	<input checked="" type="checkbox"/> 広告塔・広告板	w0.4m×d0.2m×h2.58m
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
ウ その他		

5 その他の行為

ア 行為の種類	
イ 行為の内容	
ウ その他	

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。

(第3面)  
計画趣旨等説明書

敷地特性等の説明

<p>敷地特性や敷地の周辺状況、景観的特徴など</p>	<p>〔接する道路の状況（道路の数、接道長さ、幅員、商店街、交通量、歩道の有無など）〕 計画地は南側に幅員21.86mの道路（本町通り、人通り多い）に48.0m、東側に幅員17.64m（大さん橋通り、人通り多い）に31.2m接しています。</p> <p>〔敷地内及び近接する歴史的な建造物の有無〕 ・敷地内に歴史的建築物はありません。 ・計画地の南側約22mのところに「横浜情報文化センター」、東側約80mのところに神奈川県庁があります。</p> <p>〔近接する景観的特徴のある施設（河川、港、橋、古木、公園、マリントワー、商店街等）〕 北側約50mのところに開港公園があります。</p> <p>〔眺望の視点場からの望みの可否〕 大さん橋からの眺望景観（海岸通り側）から建物上層部が見えます。</p> <p>〔敷地内及び隣地との高低差〕 高低差はほとんどありません。</p>
-----------------------------	--

計画趣旨説明

魅力ある都市景観を創造するための方針	配慮すべき「行為指針」	都市景観の形成に関する申出者の考え方
<p>1 関内地区全域の行為指針 (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。</p>	<p>ア ゆとりある歩行者空間の創出 (ア) 壁面後退が規定されている敷地では、ゆとりある歩行者空間を創出するため、歩道状空地を設ける。 (イ) 交差点に接する角地においては、ゆとりある歩行者空間を整備する。</p> <p>イ 歩行者空間のしつらえの工夫 (ア) 歩道状空地の隣地境界部では連続性を確保する (イ) 歩道状空地を歩道等と一体に利用できるしつらえにする。 (ウ) 歩道状空地を歩道と一体的にデザインする。</p>	<p>・敷地東側に歩道状空地を計画し交差点に接する角地部分はピロティとします。</p> <p>・歩道状空地に障害物を設置せず、段差を設けない計画として一体的利用を図ります。</p>
<p>1 関内地区全域の行為指針 (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。</p>	<p>ア 都市景観協議地区図に示す「歩行者ネットワーク街路」に面する建築物における、低層部のしつらえの工夫による賑わいの創出 (ア) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部や空地には、通りの賑わいを創出するため、楽しい活動や多様な機能を配置する。特に「商業のネットワーク街路」に面する敷地の場合は、積極的に賑わいを形成する。 (イ) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部に楽しい活動や多様な機能を配置する場合は、室内の様子がうかがえる形態意匠にする。 (ウ) 建築物の前面の空間が魅力的に利用されるよう、低層部と外構をデザインする。</p> <p>イ 「歩行者ネットワーク街路」に面する敷地における、特に配慮が必要な要素の配置やデザインの工夫 (ア) 住宅用途を設ける場合は、通りの賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。 (イ) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう配置、デザインを工夫する。 (ウ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。 (エ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を</p>	<p>・「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」には店舗及びテラスを面させ、店内の賑わいが表出する計画としています。</p> <p>・ホテルの出入口を通りに面させることで、人々の流れをつくり出し、通りの賑わいを創出します。</p> <p>・地下鉄出入口を計画地内に設け、大栈橋への新たな人々の流れを創出することを検討しています。</p> <p>・住宅出入口と駐車場出入口は、「重点歩行者ネットワーク街路」である本町通りを避け、東側の大さん橋通りに計画し、賑わいの連続性を阻害しないよう配慮を行いました。</p> <p>・観光客や周辺の利用者が利用できるペイバイクを設置し、賑わいを阻害しないよう敷地西側の端に設置しました。</p>

	障害しないように配置、デザインする。	
1 関内地区全域の 行為指針 (3) 人々に交流を促す快適な広場状空 地を創出する。	ア 誰でも気軽に利用できる場の提供 (ア) 交差点に接する角地には、ゆとりある空間を創出し、低層部や外構をデザインする。 (イ) 街角には休み、憩える場を創出する。 (ウ) 歴史的建造物や港などを望める位置には、憩える場を創出する。 (エ) 屋内外の広場状空地には、モニュメントなどを展示する。	・敷地角部には広場状空地进行を設け、歩道との仕上げ(インターロッキングブロック)を合わせて一体的空間を創出します。
	イ 敷地内での新しい回遊ルートの創出 敷地内や屋内に、通り抜けができる敷地内空地进行を創出し、新しい回遊ルートを創造する。	・地域の新しい回遊ルートとして、新たな地下鉄出入口を設けることを検討しています。
	ウ バス停などの付近におけるゆとりある空間の創出 バス停や鉄道駅付近の敷地には、広場状空地进行を整備し、ゆとりある空間を創出する。	・敷地角部に空地进行を整備し、ゆとりある空間を創出します。
1 関内地区全域の 行為指針 (4) 緑化や水際の活用により、まちな 潤いを創出する。	ア 敷地内の緑化 (ア) 街路樹などの公共空間の緑を補完し、多様なスケールの緑を創出する。 (イ) 通りの演出として、店先や壁面、屋上の緑化を心がける。	・本町通り沿いに街路樹を計画し、大さん橋通りの既存樹の緑と一体的なランドスケープを形成します。
	イ 水際の親水性の向上 都市景観協議地区図に示す「水際の親水性が求められる部分」では、親水性が向上するよう工夫する。	・本計画では対象外です。
1 関内地区全域の 行為指針 (5) 関内地区の街並 みの特徴を生かす。	ア 関内地区らしい街並みの継承による親密な空間の創出 (ア) 街並みの連続性を創出するよう、建築物の31m以下の部分のデザインを工夫する。 (イ) 歩行者が親しみを有する空間を創出するため、建築物の低層部と中低層部のファサードを分節する。 (ウ) 関内地区の街並みに調和する色彩を用いる。 (エ) 関内地区らしい街並みを維持・創出するため、既存の建築物をリフォームして使い続ける。 (オ) 壁面に取り付ける照明器具は、適度な光量にし、落ち着いた照明になるよう工夫する。	・敷地南側の「横浜情報文化センター」の歴史的建造物の軒先ラインに合わせる形で低層部と上層部に分節し、街並みに調和する計画としました。
	イ 親密な空間の創出 (ア) 日よけなどの備品の設置により、親密な空間を創出する。 (イ) 多様な種類の植栽方法により、憩いの空間を創出する。	・店舗のテラス部分にはオーニング(日よけ)を設置し、親密な空間を創出します。
	ウ 賑わいの連続性の創出 (ア) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう配置、デザインを工夫する。 (イ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。 (ウ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないよう、配置、デザインを工夫する。 (エ) 建築物の低層部には、通りに賑わいを創出するよう、楽しい活動や多様な機能を配置する。 (オ) 建築物の低層部に商業用途を設ける場合は、室内の様子がうかがえるよう、デザインを工夫する。 (カ) 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。	・駐車場の出入口は、人通りの多い本町通りを避け、東側の大さん橋通りに計画し、賑わいの連続性を阻害しないよう配慮を行いました。  ・低層部には、通りの賑わいを創出するため、重点歩行者ネットワーク街路と交差点に面する形で店舗を設置し、通りから賑わいが感じられるようにガラス張りにする等の工夫を図る計画とします。
	エ 関内地区にふさわしい共同住宅の創出 (ア) 住宅用途を設ける場合は、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創出する。 (イ) 住宅用途を設ける場合は、賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。	・住宅用途は上層部に設置し、外観の仕上げも上部のホテル階と同一仕上げとすることで、共同住宅に見えない外観を目指しました。また、高層部は低層部よりセットバックさせることで、圧迫感の低減を図りました。

	<p>(ウ) 高さが 31mを超える住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。</p> <p>オ 都市景観協議地区図に示す歴史的建築物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出</p> <p>(ア) 眺望対象への見通しを阻害しないよう建築物や工作物、植栽等を配置する。</p> <p>(イ) 眺望対象が引き立つような建築物のデザインにする。</p> <p>(ウ) 夜間の見通しを演出する。</p> <p>(エ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、屋外広告物のデザインを工夫する。</p> <p>(オ) 歴史的建築物や港への見通しを楽しめるよう、本町通りの交差点付近の空間を創出する。</p> <p>(カ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、街路や公園等の公共空間のデザインを工夫する。</p>	<p>・本件計画地は、都市景観協議地区図に示された「見通し景観形成街路」には面していません。</p>
<p>1 関内地区全域の行為指針</p> <p>(6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。</p>	<p>ア 歴史的建築物の保全活用 歴史的建築物や土木遺構を保全し活用する。</p> <p>イ 歴史的建築物を引き立たせる工夫</p> <p>(ア) 歴史的建築物の敷地内に増築する場合は、歴史的建築物が引き立つよう、デザインを工夫する。</p> <p>(イ) 都市景観協議地区図に示す「歴史的景観の形成を目指す部分」の建築物のデザインは、歴史的建築物と調和させる。</p> <p>(ウ) 歴史的建築物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。</p> <p>ウ 開港の歴史の発信 敷地の持つ歴史や物語を表現する。</p>	<p>・本敷地内には、歴史的建築物はありません。</p> <p>・敷地南側の「横浜情報文化センター」の歴史的建築物の軒先ラインに合わせる形で低層部と上層部に分節しています。建物開口部も同様の開口をモチーフとすることで、歴史的建築物の調和を図っています。</p> <p>・電話交換記念碑やパン記念碑を設置し、歴史や物語を表現します。(既設)</p>
<p>1 関内地区全域の行為指針</p> <p>(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。</p>	<p>ア 高さ 31mを超える建築物等による歩行者への圧迫感の軽減 街並みにおける建築物等の圧迫感を軽減するため、分節化するなど建築物等の高層部のデザインを工夫する。</p> <p>イ 高さ 31mを超える建築物等による眺望景観の演出</p> <p>(ア) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの眺望を保全・創造するよう、建築物等を配置する。</p> <p>(イ) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、建築物等の頭頂部のデザインを工夫する。</p> <p>(ウ) 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。</p> <p>(エ) 隣接する地区やゾーンとの高さ制限の差が大きい敷地においては、建築物等の当該高低差となる部分は、周辺の街並みに調和するよう配慮する。</p> <p>(オ) 高さが 31mを超える中層、高層の住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。</p>	<p>・街並みに合わせた高さで低層に基壇部をつくり、圧迫感のないように建物をセットバックした計画としています。</p> <p>(イ) 頭頂部は港町らしい特徴のある庇と展望台によるデザインとしています。また、屋上部に設置される設備機器が景観に悪影響を及ぼさないよう、壁を設置し見えない計画としています。</p> <p>(ウ) 街並みに合わせた高さで低層に基壇部をつくり、中層部に屋上テラスを設置して緑を配置することで、街並みとの調和を図っています。</p> <p>(オ) 圧迫感のない街並みを形成するために建物をセットバックした計画としています。</p>
<p>1 関内地区全域の行為指針</p> <p>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</p>	<p>ア 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出</p> <p>(ア) 眺望景観の魅力を高めるよう、建築物等の壁面の向きや幅、形態、色彩等のデザインを工夫する。</p> <p>(イ) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。</p> <p>(ウ) 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。</p> <p>(エ) 秩序ある広告景観を創出する。</p> <p>イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への魅力ある</p>	<p>(イ) 頭頂部は港町らしい特徴のある庇と展望台によるデザインとし、街並みに調和する色彩を用います。</p> <p>(ウ) 街並みに合わせた高さで低層に基壇部をつくり、中層部に屋上テラスを設置して緑を配置することで、街並みとの調和を図っています。</p> <p>・横浜三塔の前景・後景エリアにはあ</p>

	<p><b>眺望景観の創出</b></p> <p>(ア) 前景エリアの建築物等は、「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象を望めるデザインを工夫する。</p> <p>(イ) 前景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。</p> <p>(ウ) 前景エリアの建築物等は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和するデザインにする。</p> <p>(エ) 後景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。</p> <p>(オ) 後景エリアの建築物等は、眺望対象が引き立つよう、デザインを工夫する。</p> <p>(カ) 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な眺望を形成するよう秩序ある広告景観を形成する。</p>	<p>たりません。大さん橋からの眺望においては頭頂部の視認があるため、屋上に設置する設備機器が見えない意匠とします。</p>
<p><b>1 関内地区全域の行為指針</b></p> <p>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。</p>	<p><b>ア 文化芸術創造活動の奨励</b></p> <p>(ア) 新たな用途を誘導したり、新しい空間価値を創造する。</p> <p>(イ) 文化芸術創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。</p>	<p>・“サービスアパートメント”（長期滞在型ホテル）のホテルとしての新たな用途を誘導し、関内地区の新しい魅力を創造します。</p>
	<p><b>イ 地区や通りごとの個性の創出</b></p> <p>(ア) 地区や通りごとに独自の景観を創造する。</p> <p>(イ) 地区や通りごとに独自の景観を創り出す活動を行う。</p>	<p>・日本大通り特定地区ならではの「個性的な街並み」を上層部、頂部で創出しています。</p>
	<p><b>ウ 夜間景観の形成</b></p> <p>(ア) 不快な照明環境を創出しない。</p> <p>(イ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観を魅力的に演出する。</p> <p>(ウ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観が魅力的になるよう、屋外広告物の照明をデザインする。</p> <p>(エ) 夜間の横浜三塔への眺望景観を魅力的に演出する。</p> <p>(オ) 落ち着きのある夜間の街路景観を演出する。</p> <p>(カ) ライトアップを実施している周囲では、ライトアップと調和した照明環境を創出する。</p> <p>(キ) 夜間の賑わいを創出するよう、室内から漏れる光を意識して、ファサードのデザインを工夫する。</p> <p>(ク) 歩く楽しさを感じられる配置や配光にする。</p> <p>(ケ) 広場状空地の特徴に応じて夜間照明のデザインを工夫する。</p> <p>(コ) 水際の夜間景観を演出する。</p> <p>(サ) 自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮し、照明は最小限にする。</p> <p>(シ) 地上駐車場には、落ち着いた照明を用いる。</p> <p>(ス) 夜間の広告景観を演出する。</p>	<p>(ア) ホテルや店舗の照明について、街並みへの見え方を配慮した落ち着いた計画とします。</p> <p>(イ) (ウ) 頭頂部のデザインと合わせ、魅力ある外観となるような演出照明とします。</p> <p>(オ) 低層部の店舗やホテル・住宅のエントランス周りを格式の高い、落ち着いた賑わいのある照明の計画とします。</p> <p>(キ) 夜間も賑わいを感じられるよう、各室の窓を大きく計画しています。</p> <p>(ク) (ケ) 歩道に面した店舗等から賑わいを感じられる照明計画とします。</p> <p>(サ) 自動販売機の設置を避ける計画とします。</p> <p>(ス) 各サインには大きさと目的に合わせた適切な明るさでの広告景観とし、過度にならない計画とします。</p>
<p><b>1 関内地区全域の行為指針</b></p> <p>(10) 秩序ある広告景観を形成する。</p>	<p><b>ア 良好な景観、落ち着いた街並みの創出</b></p> <p>(ア) 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。</p> <p>(イ) 大きな音を出すなど、まちの雰囲気壊さないようにする。</p>	<p>・ホテルの館銘板は10㎡以下の面積とし、秩序ある広告景観とします。</p>
	<p><b>イ 魅力ある広告景観の創出</b></p> <p>質の高い広告景観を創造する。</p>	<p>同上</p>
<p><b>2 地区別の行為指針</b></p> <p>(3) 日本大通り..... .....特定地区</p>	<p>別紙のとおり</p>	<p>別紙のとおり</p>

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。

(第3面)  
計画趣旨等説明書

## 計画趣旨説明

魅力ある都市景観を創造するための方針	配慮すべき「行為指針」	都市景観の形成に関する申出者の考え方
2 (3) 日本大通り 特定地区	ア 広幅員の街路とイチョウ並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される横浜を代表する格調の高い空間と、御影石やスクラッチタイルを基調にした歴史的景観に調和した街並みを形成する。また、開港広場や海岸教会に面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。	低層部では御影石を採用し、歴史的景観に調和した街並みを形成します。
同上	イ 日本大通り沿いでは、ゆとりある街路空間と港への開放的な通景空間を形成する。	本計画は日本大通り沿いではありません。
同上	ウ 日本大通り特定地区の格調及び来街者の利便性を高める業務機能や観光・文化機能の導入を推進し、賑わいのある街並みを形成する。特に事務所、店舗、劇場、博物館、美術館、図書館、大学等の機能を積極的に導入する。	1階の沿道沿いに店舗を設置し、賑わいのある街並みを形成します。
同上	エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。	頭頂部は港町らしい特徴のある庇と展望台によるデザインとしています。
同上	オ 日本大通りでは、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みと、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。	日本大通りに繋がる本町通りに高木を計画し、緑のネットワークを繋げた街路空間を形成します。
同上	カ 屋外広告物は、日本大通り特定地区の歴史的景観を考慮し、港から見た景観や日本大通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、日本大通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、デザインに十分配慮したものにする。また、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。	屋外広告物は本町通りに設置し、日本大通りや港から見た景観から見えない箇所とします。

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。